

6. 和歌山県都市計画審議会

【6-1 都市計画審議会開催状況】

年度	回数	開催年月日	付議等案件数
昭和44年度 (1969)	1	S 44 . 11 . 26	4
	2	S 44 . 12 . 18	6
S45 (1970)	3	S 45 . 8 . 20	7
	4	S 45 . 11 . 11	6
	5	S 45 . 12 . 25	4
S46 (1971)	6	S 46 . 4 . 27	7
	7	S 46 . 9 . 27	9
	8	S 47 . 1 . 10	9
S47 (1972)	9	S 47 . 5 . 19	8
	10	S 47 . 9 . 25	6
	11	S 48 . 1 . 16	4
S48 (1973)	12	S 48 . 6 . 19	15
	13	S 48 . 11 . 8	8
	14	S 48 . 12 . 21	6
	15	S 49 . 3 . 7	4
S49 (1974)	16	S 49 . 6 . 7	7
	17	S 49 . 11 . 8	6
	18	S 50 . 1 . 14	10
	19	S 50 . 3 . 12	5
S50 (1975)	20	S 50 . 9 . 19	11
	21	S 50 . 11 . 28	7
S51 (1976)	22	S 51 . 9 . 21	10
	23	S 52 . 2 . 8	10
S52 (1977)	24	S 52 . 8 . 10	12
	25	S 52 . 11 . 25	17
S53 (1978)	26	S 53 . 6 . 15	9
	27	S 53 . 9 . 21	11
	28	S 54 . 1 . 18	7
S54 (1979)	29	S 54 . 11 . 13	15
	30	S 55 . 2 . 7	5
S55 (1980)	31	S 55 . 7 . 24	12
	32	S 55 . 10 . 21	1
	33	S 55 . 11 . 27	10
S56 (1981)	34	S 56 . 8 . 5	14
	35	S 56 . 11 . 30	18
S57 (1982)	36	S 57 . 9 . 3	9
	37	S 57 . 12 . 3	2
	38	S 57 . 12 . 24	2
S58 (1983)	39	S 58 . 10 . 3	8
	40	S 59 . 2 . 20	7
S59 (1984)	41	S 59 . 10 . 18	10
	42	S 60 . 1 . 17	2
	43	S 60 . 3 . 28	5
S60 (1985)	44	S 60 . 11 . 1	1
	45	S 60 . 12 . 26	11
	46	S 61 . 2 . 25	2
S61 (1986)	47	S 61 . 9 . 5	10
	48	S 61 . 12 . 23	11
S62 (1987)	49	S 62 . 10 . 30	7
	50	S 63 . 3 . 25	11
S63(1988)	51	S 63 . 11 . 4	5
平成元年度 (1989)	52	H 1 . 3 . 27	9
	53	H 2 . 2 . 19	22
H2 (1990)	54	H 2 . 11 . 21	4
	55	H 3 . 2 . 18	5
H3 (1991)	56	H 3 . 7 . 30	4
	57	H 4 . 2 . 17	7

H4 (1992)	58	H 4 . 6 . 5	3
	59	H 4 . 11 . 13	16
	60	H 5 . 2 . 19	6
H5 (1993)	61	H 5 . 6 . 11	1
	62	H 5 . 11 . 5	11
	63	H 6 . 2 . 17	8
H6 (1994)	64	H 6 . 10 . 28	18
	65	H 7 . 2 . 9	4
H7 (1995)	66	H 7 . 11 . 22	6
	67	H 8 . 2 . 21	20
H8 (1996)	68	H 8 . 11 . 8	20
	69	H 9 . 2 . 21	4
H9 (1997)	70	H 9 . 9 . 2	2
	71	H 9 . 11 . 7	12
	72	H 10 . 2 . 20	5
H10 (1998)	73	H 10 . 7 . 24	12
	74	H 10 . 11 . 27	4
H11 (1999)	75	H 11 . 7 . 23	8
	76	H 11 . 11 . 26	10
	77	H 12 . 2 . 22	9
H12 (2000)	78	H 12 . 4 . 24	2
	79	H 12 . 11 . 21	5
	80	H 13 . 2 . 15	2
H13 (2001)	81	H 13 . 8 . 31	3
	82	H 14 . 3 . 25	5
H14 (2002)	83	H 14 . 10 . 8	3
	84	H 15 . 3 . 31	1
H15 (2003)	85	H 15 . 9 . 4	8
	86	H 15 . 12 . 25	3
	87	H 16 . 3 . 29	2
H16 (2004)	88	H 16 . 4 . 20	5
	89	H 16 . 12 . 1	4
H17 (2005)	90	H 17 . 10 . 3	4
	91	H 18 . 3 . 27	3
H18 (2006)	92	H 18 . 9 . 27	6
	93	H 19 . 2 . 14	2
H19 (2007)	94	H 19 . 4 . 27	1
	95	H 19 . 9 . 26	4
	96	H 20 . 2 . 26	3
	97	H 20 . 3 . 19	8
	98	H 20 . 9 . 3	1
H20 (2008)	99	H 21 . 3 . 23	1
	100	H 21 . 12 . 24	8
H21 (2009)	101	H 22 . 3 . 23	5
	102	H 22 . 11 . 15	3
H22 (2010)	103	H 23 . 3 . 18	3
	104	H 23 . 11 . 9	5
H23 (2011)	105	H 24 . 3 . 21	3
	106	H 24 . 12 . 3	4
H24 (2012)	107	H 25 . 3 . 21	9
	108	H 25 . 10 . 18	5
H25 (2013)	109	H 26 . 3 . 18	10
	110	H 26 . 11 . 21	5
H26 (2014)	111	H 27 . 3 . 19	7
	112	H 28 . 3 . 29	9
H28 (2016)	113	H 28 . 11 . 21	3
	114	H 29 . 3 . 28	4
H29 (2017)	115	H 30 . 3 . 28	5

【6-2和歌山県都市計画審議会条例】

和歌山都市計画地方審議会条例をここに公布する。
昭和44年3月31日

和歌山県知事

和歌山県条例第8号

和歌山県都市計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、和歌山県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員をもって組織する。

1. 学職経験のある者 9人以内
2. 関係行政機関の職員 8人以内
3. 市町村長を代表する者 2人以内
4. 県議会の議員 4人以内
5. 市町村の議会の議長を代表する者 2人以内

2 前項第1号に掲げる者につき任命される委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(臨時委員および専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 臨時委員および専門委員は、それぞれ若干人とし、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、それぞれ解任されるものとする。

5 臨時委員および専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会議を総括する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員8人以内で組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会および常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付 則

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行の日から施行する。

平成12年4月1日、一部改正

平成15年4月1日、一部改正

【6-3和歌山県都市計画審議会委員構成】

委員の区分	定員	委員の専門	役 職 名	任期等	
1号委員 (学識経験者)	9人	1	都市計画		3年
		2	防災減災		
		3	教 育		
		4	法 律		
		5	土木計画		
		6	農 林		
		7	建 築		
		8	商 工		
		9	経 済		
2号委員 (関係行政機関の職員)	8人	10	財 務	近畿財務局長	その職に 在る間 (代理可)
		11	通 産	近畿経済産業局長	
		12	建設・港湾	近畿地方整備局長	
		13	陸 運	近畿運輸局長	
		14	農 政	近畿農政局長	
		15	交 通	和歌山県警察本部長	
		16			
		17			
3号委員 (市町村長代表)	2人	18	市 長	和歌山県市長会代表	その職に 在る間 (代理可)
		19	町 長	和歌山県町村会代表	
4号委員 (県議会議員)	4人	20	県議会	和歌山県議会議員	その職に 在る間
		21	県議会	和歌山県議会議員	
		22	県議会	和歌山県議会議員	
		23	県議会	和歌山県議会議員	
5号委員 (市町村議会議長代表)	2人	24	市議会議長	和歌山県市議会議長会代表	その職に 在る間 (代理可)
		25	町村議会議長	和歌山県町村議会議長会代表	

【6-4和歌山県都市計画審議会運営規定】

(運営の範囲)

第1条 和歌山県都市計画審議会（以下「審議会」という。）及び常務委員会の運営については、和歌山県都市計画審議会条例（昭和44年和歌山県条例第8号 以下「審議会条例」という。）に定めるほかこの規程の定めるところによる。

(委員の代理)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）中関係行政機関の職員に事故ある場合は同じ行政庁の職員を本会に出席させその職務を代理させることができる。この場合あらかじめ会長の承認を求めなければならない。

2 委員のうち、市町村の長を代表する者および市町村の議会の議長を代表する者に事故ある場合は、市町会、町村長会、市議長会および町村議長会の中からそれぞれ本会に出席させ、その職務を代理させることができる。この場合、あらかじめ会長の承認を求めなければならない。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）の日時および場所は会長が定める。

2 会議を招集しようとするときは、会長は、会議の五日前までに各委員に招集および会議の事項を通知しなければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めるときはこの限りではない。

3 1号委員の改選後最初に開催される会議における前2項の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは、「知事」と読み替える。

4 会長は会議の議長となる。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 会議において、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第7条各号に定める非開示事由に該当すると認められる情報を含む案件を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合

2 その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

(質問)

第5条 委員は議事について自由に質問し、および意見をのべることができる。

2 委員は発言しようとするときは議長の許可を受けなければならない。

(採決)

第6条 採決は起立または挙手による。ただし重要な事項および議長が必要と認めた事項について、投票により決する。投票は無記名とする。

(会議録)

第7条 会長は会議録を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 審議会の日時および場所

2. 出席委員の氏名

3. 議事事項

4. 議事の結果

5. その他重要な事項

2 会議録は公開するものとする。ただし、発言した委員の氏名及び会長が公開しないと認めた部分についてはこの限りではない。

3 会議録は、議長および議長の指名する出席委員2名が署名しなければならない。

4 会議録は県土整備部都市住宅局都市政策課に保管する。

(常務委員会)

第8条 審議会条例第6条第1項の規定により、常務委員会で処理する事項は、次に掲げるものでかつ会長が緊急と要すると認めるものとする。

一 都市計画法第21条第二項の政令で定める軽易な変更。

二 都市計画法以外の法令により審議会では処理すると定められた事項。

三 その他前各号に準ずる軽易な事項で会長が認めるもの。

2 会長は常務委員会で処理した事項を次の審議会に報告しなければならない。

3 第2条から第7条までの規定は、常務委員会に準用する。

(幹事および書記)

第9条 審議会に幹事および書記若干名を置く。

2 幹事および書記は会長が命ずる。

幹事は、会長の命を受け会務を処理し、書記は幹事の命を受け庶務に従事する。

(規程の改廃)

第10条 この規程は、出席委員の過半数の同意がなければ改廃することができない。

附 則